

○ I S T 「枠組み文書」に対する内閣府の基本的考え方

1. 規模拡充

「枠組み文書」を踏まえつつ、教員及び学生の質の確保、沖縄振興及び科学技術の発展への寄与に係る○ I S Tの取組状況等を毎年度検証することを前提として、規模拡充に着手することとする。

2. 知的・産業クラスターの形成

事業開発・技術移転・起業環境整備に関する取組を強化しようとする○ I S Tの方向性は望ましいと考える。基本的方向性は「枠組み文書」に則りつつも、具体的な取組内容・手法等については、今後更なる精査が必要と考える。

3. 施設整備

施設整備は、上記「1」及び「2」の取組に沿った形で計画的に進める。具体的には、2015（平成 27）年度に第 4 研究棟の設計等に着手することを目指す。

4. 財源の在り方

外部資金について、引き続き拡充の努力を求める。

（注）沖縄科学技術大学院大学学園法附則第 14 条において「国は、この法律の施行後十年（注：2021（平成 33）年）を目途として、学園に対する国の財政支援の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」旨規定されていることに留意するものとする。